

情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30
(土・日曜・祝日除く)

町民課
役場1階 税の関係
窓口1番 ☎47-2203
☎47-2193

固定資産税などの納期は5月31日

固定資産税・軽自動車税の納期は、5月31日(金)です。納期内に必ず納めましょう。
○問合せ 町民課資産税係・町民税係

自動車税も納期までに納めましょう

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者(原則、車検証に記載されている使用者)に納めていただく道税です。必ず5月31日(金)までに納めましょう。納税通知書は5月上旬に発送されますが、住所を

更された方や納税通知書が届かない方は、オホーツク総合振興局北見道税事務所(☎25-8681)までご連絡ください。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができま

○とき 5月8日(水)6月12日(水)17時30分~20時30分

○ところ 町民課窓口

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を一定期間2分の1に減額します。減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐

震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

■要件 工事費が50万円を超えること(平成25年3月31日までの改修については30万円以上)

■減額期間 平成25年~平成27年までの改修:1年間減額

※耐震改修工事に対する補助金制度もありますので、ご活用ください。

○問合せ 町民課資産税係 建設課建築係

ごみの屋外焼却は禁止

ごみを野外焼却する行為は、法律により禁止されています。

野焼きや、処理する基準を満たさない簡易焼却炉、ドラム缶などを使って、枝木やごみなどを焼却している光景が見られますので、やめるようにしましょう。

なお、法律には農業、林業を営むため、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは、例外規定で焼却できる場合がありますので、役場町民課または消防署訓子府支署に確認し

農林商工課

役場2階 窓口13番 ☎47-2116

春の農作業安全運動

■トラクターなどによる事故を防ぎましょう

- ①フレーム付きトラクターでのシートベルト着用
- ②異物除去時はPTOの回転を止める
- ③作業機械への低速車マーク、反射テープなどの装着で追突の防止

■万一の事故に備え「労災保険」に加入しましょう

農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまつと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があり、これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

■農薬使用基準を必ず守りましょう(農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬を、ラベルをよく読んで使うこと

てください。

○問合せ ・町民課環境衛生係 ・消防署訓子府支署 (☎47-2419)

ごみの不法投棄は犯罪

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ごみの不法投棄が発見されています。町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対しないでください。

■不法投棄の罰則

5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金または併科(懲役、罰金の両方)。罰則中の罰金で、法人の場合は上限が3億円以下となります。

すずらん無料法律相談

釧路弁護士会では、弁護士が定住していない町村で、無料法律相談を実施します。訓子府町でも、次のとおり開設されます。弁護士事務所まで行けない方など、この機会に弁護士に相談してみませんか。

が必要ですが)

- ①その農薬に適用がない作物へは使用しないこと
- ②定められた使用量または濃度を超えて使用しないこと
- ③定められた使用時期を守る
- ④定められた総使用回数以内で使用すること

土地改良区

☎47-3165

放水による水位上昇に注意

土地改良区では、5月上旬から9月中旬まで、かんがい用水を取水します。頭首工では、河川状態によつて水門を開閉すること

があり、下流の水位が急激に上昇する恐れがあります。頭首工から放水するとき

は、警報サイレンを鳴らし

ますので、注意しましょう。

水の事故に注意

各地で河川や用水路などでの水死事故が絶えません。かんがい用水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。子どもたちの水死事故を防ぐために、普段から注意

のらしのインフォメーション

○とき 5月17日(金)13時30分~16時

○ところ 公民館農事研修室

○担当弁護士 伊藤昌博弁護士(北見市)

※相談は予約制です。申し込みは5月15日(水)までに町民課町民相談係まで。

フラワーマスター認定講習会

「フラワーマスター」とは、花の育成管理に関する知識および技術を地域団体などに指導・助言するボランティアで、北海道が認定するものです。

「フラワーマスター認定講習会」が7月10日(水)に札幌市で開催されます。

講習を受けるには町の推薦が必要で、推薦にはいく

訪問リハビリ支援

病気や事故による後遺症やまひ、ひざ関節症や腰痛、高齢による足腰の筋力低下

などがみられ日常生活に支障のある方、身体症状の悪化を防ぐことを希望される

方を対象に、訪問リハビリ支援を行います。

理学療法士から自宅でのリハビリの方法や身体状況

に合わせた住宅改修などのアドバイスを行います。

○とき 6月18日(火)

○ところ 自宅・総合福祉センターなど希望される

○定員 4~5人

○スタッフ 理学療法士(北見赤十字病院)・保健師

○料金 無料

○申込み 6月4日(火)までに福祉保健課高齢者支援係へ

みんなで春の大掃除をしましょう

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくりま

す。」とあります。訓子府町では美しい町づくりの一環として、期間を定めて一斉清掃を実施しています。春を迎え、みんなで自宅や庭周辺などをきれいにしましょう。

○一斉清掃期間 5月11(土)~5月19日(日)

町民課 (☎47-2203 役場1階 窓口1番)

市民団体協働の川づくり事業

「川づくり」からはじめませんか、あなたの「まちづくり」

この事業は、川沿いの自治会や河川愛護団体などの皆さんによる草刈りや伐採作業です。

北海道が河川を管理する上で、必要と判断する区域を行っていただきます。実施いただいた面積に応じた費用をお支払いします。

○申込み・問合せ オホーツク総合振興局網走建設管理部 北見出張所河川係 (☎25-7311) 役場建設課 (☎47-2118 役場1階 窓口4番)